

針刺し事故等による HIV 感染予防体制整備要領

1 目的

県内の医療機関において、HIV 抗体陽性若しくは陽性が疑われる患者に対する医療行為を行う際、患者の血液又は体液に曝露する事故（以下「針刺し事故等」という。）が発生した場合に、患者の血液又は体液に曝露した者（以下「対象者」という。）に速やかに HIV 感染予防薬（以下「予防薬」という。）を提供できるよう、HIV 感染予防のための予防薬の配置及び提供体制の整備を図ることを目的とする。

2 予防薬の配置方法等

- (1) 予防薬は、TDF/FTC（ツルバダ）、RAL（アイセントレス）の2種類とする。
- (2) 県は、エイズ治療中核拠点病院のうち、1病院（以下「仲介病院」という。）を選定し、仲介病院に予防薬の供給に係る運営を委託する。また、県は予防薬の配置を希望する医療機関を仲介病院と調整した上で、予防薬配置医療機関として依頼する。
- (3) 仲介病院は、予防薬配置医療機関に「HIV 感染予防薬配置依頼書」（様式1）により予防薬を配置する。また、仲介病院は、配置済みの予防薬の使用期限が過ぎる前に、新たな予防薬を予防薬配置医療機関に配置する。
- (4) 県は、予防薬配置医療機関について関係機関に周知するとともに、県ホームページに掲載する。

3 予防薬の管理方法

- (1) 仲介病院及び予防薬配置医療機関は、「HIV 感染予防薬受払簿」（様式2）により予防薬を管理し、県は、必要に応じて、仲介病院及び予防薬配置医療機関に対し、受払状況の報告を求めることができる。
- (2) 仲介病院及び予防薬配置医療機関は、使用期限が過ぎた予防薬を適切に廃棄する。

4 予防薬の提供方法（別紙「針刺し事故発生時対応フロー」参考）

- (1) 県内の医療機関において針刺し事故等が発生し、対象者が予防薬の服用を希望する場合、当該医療機関（以下「事故発生医療機関」という。）は、予防薬配置医療機関に提供を申し出る。
- (2) 対象者は、予防薬配置医療機関を受診する。その際に、事故発生医療機関は、「HIV 感染予防薬提供依頼書」（様式3）を予防薬配置医療機関に提出し、予防薬配置医療機関は予防薬を対象者に処方する。なお、この際に受領できる予防薬は、当該予防薬配置医療機関に配置された予防薬の範囲内とする。
- (3) 予防薬を提供した予防薬配置医療機関は、提供後1週間以内に仲介病院に「HIV 感染予防薬提供依頼書」（様式3）の写しを提出する。仲介病院は、提出を受けた後、速やかに予防薬配置医療機関に予防薬の補充を行う。

5 費用負担

この要領に基づき提供した予防薬については、費用負担は求めない。予防薬配置医療機関から予防薬以外の費用の請求があった場合は、事故発生医療機関が負担する。

6 その他

- (1) 感染防止の対応に当たっては、「血液・体液曝露事故（針刺し事故）発生時の対応」（国立国際医療センターエイズ治療・研究開発センター）を参考とする。
- (2) この要領に基づき、仲介病院及び予防薬配置医療機関に配置されている予防薬の所有権は県に帰属する。
- (3) この要領は、針刺し事故等発生時の対応の1つを定めるものであり、医療機関が独自に対応することを妨げるものではない。

この要領は、平成 29 年 1 月 26 日から施行する。